

参 考 資 料

○ 農作物共済

I	共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別	1
II	引受方式の概要	2
III	組合等、連合会及び政府の責任分担	3
IV	農作物共済の共済掛金標準率等の算定手順	4
V	引受・支払の推移	5
VI	引受方式別の引受組合等数及び引受面積（シェア）	6

○ 園芸施設共済

I	園芸施設共済の共済目的等による種別	7
II	施設区分	8
III	組合等、連合会及び政府の責任分担	9
IV	園芸施設共済の棟数条件及び地域条件の設定について	10
V	園芸施設共済の基準共済掛金率等の算定手順	11
VI	引受・支払の推移	12
VII	共済金額に占める共済目的等による種別のシェア	13
	（平成16年度）	

○ 家畜共済

	バルクライン価格と薬価の算定方法	14
--	------------------	----

農 作 物 共 済

I 共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別

			共済目的の種類		
			水稻	陸稻	麦
農作物共済の 共済事故等による種別	一筆単位 引受方式 (昭和22年～)	①一般方式	○	○	○
		②病虫害事故除外方式	○	—	—
	半相殺農家 単位引受方式 (昭和47年～)	③一般方式	○	—	○
		④病虫害事故除外方式	○	—	—
	全相殺農家 単位引受方式 (昭和52年～)	⑤一般方式	○	—	○
		⑥病虫害事故除外方式	○	—	—
	品質方式 (平成16年～)		○	—	—
	災害収入共済方式 (平成12年～)		—	—	○

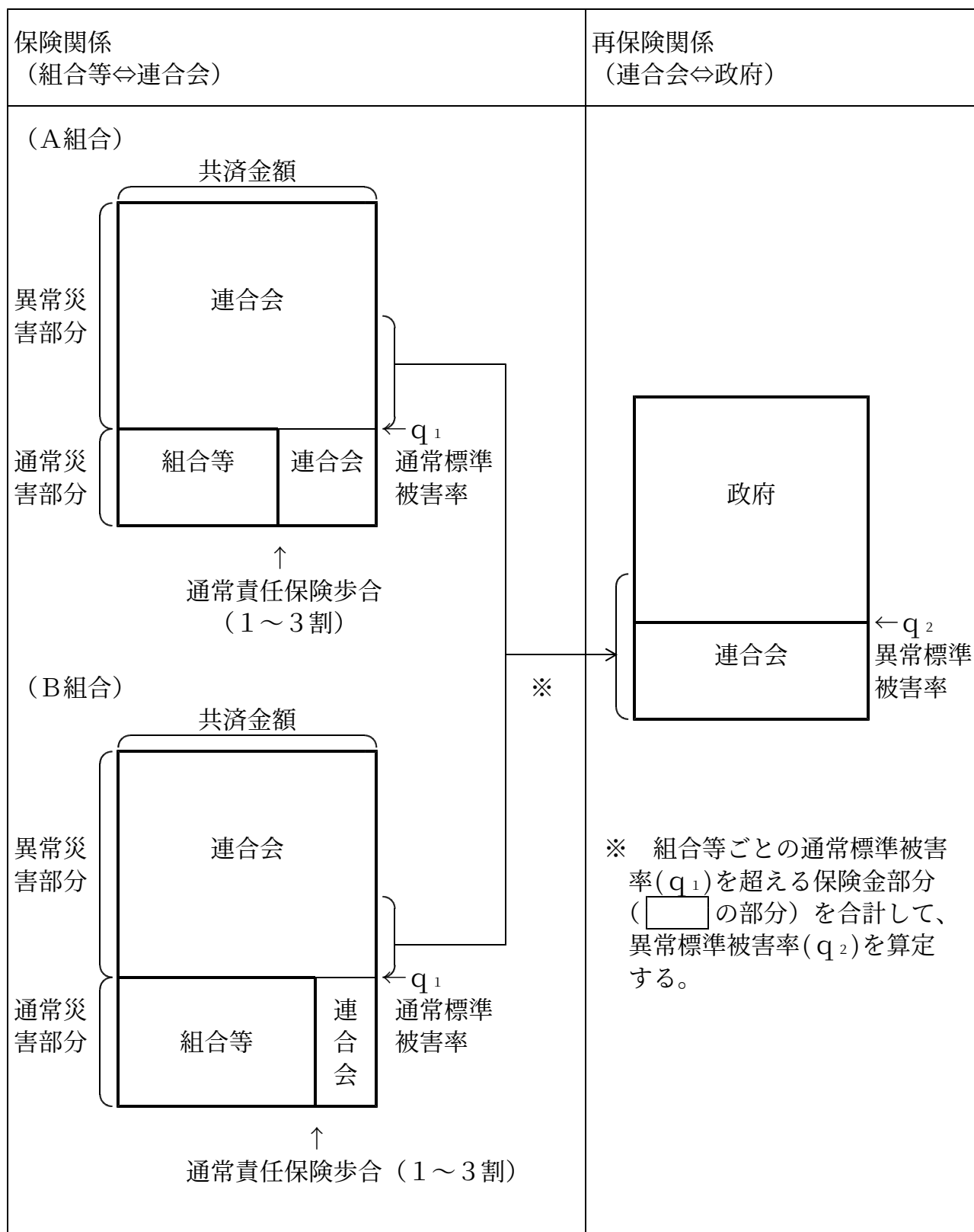
Ⅱ 引受方式の概要

引受方式	内 容
一筆単位引受方式	耕地一筆ごとの減収量(その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、基準収穫量に農家が選択した共済金支払開始損害割合(以下「支払開始割合」といいます。)を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下「一筆方式」といいます。) 支払開始割合 3 割を選択・・・基準収穫量の 7 割を補償 “ 4 割を選択・・・ “ 6 割を補償 “ 5 割を選択・・・ “ 5 割を補償
半相殺農家単位引受方式	農家の被害耕地に係る減収量の合計が、その農家の基準収穫量(その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計)に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下「半相殺方式」といいます。) 支払開始割合 2 割を選択・・・基準収穫量の 8 割を補償 “ 3 割を選択・・・ “ 7 割を補償 “ 4 割を選択・・・ “ 6 割を補償
全相殺農家単位引受方式	農家の減収量(その農家の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、その農家の基準収穫量に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下「全相殺方式」といいます。) 支払開始割合 1 割を選択・・・基準収穫量の 9 割を補償 “ 2 割を選択・・・ “ 8 割を補償 “ 3 割を選択・・・ “ 7 割を補償
品質方式	農家ごとに、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が、基準生産金額に農家が選択した補償割合を乗じた金額を下回った場合に、共済金を支払います。
災害収入共済方式	補償割合 9 割を選択・・・生産金額が基準生産金額の 9 割を下回った時に補償 “ 8 割を選択・・・ “ 8 割 “ “ 7 割を選択・・・ “ 7 割 “

病虫害事故除外方式

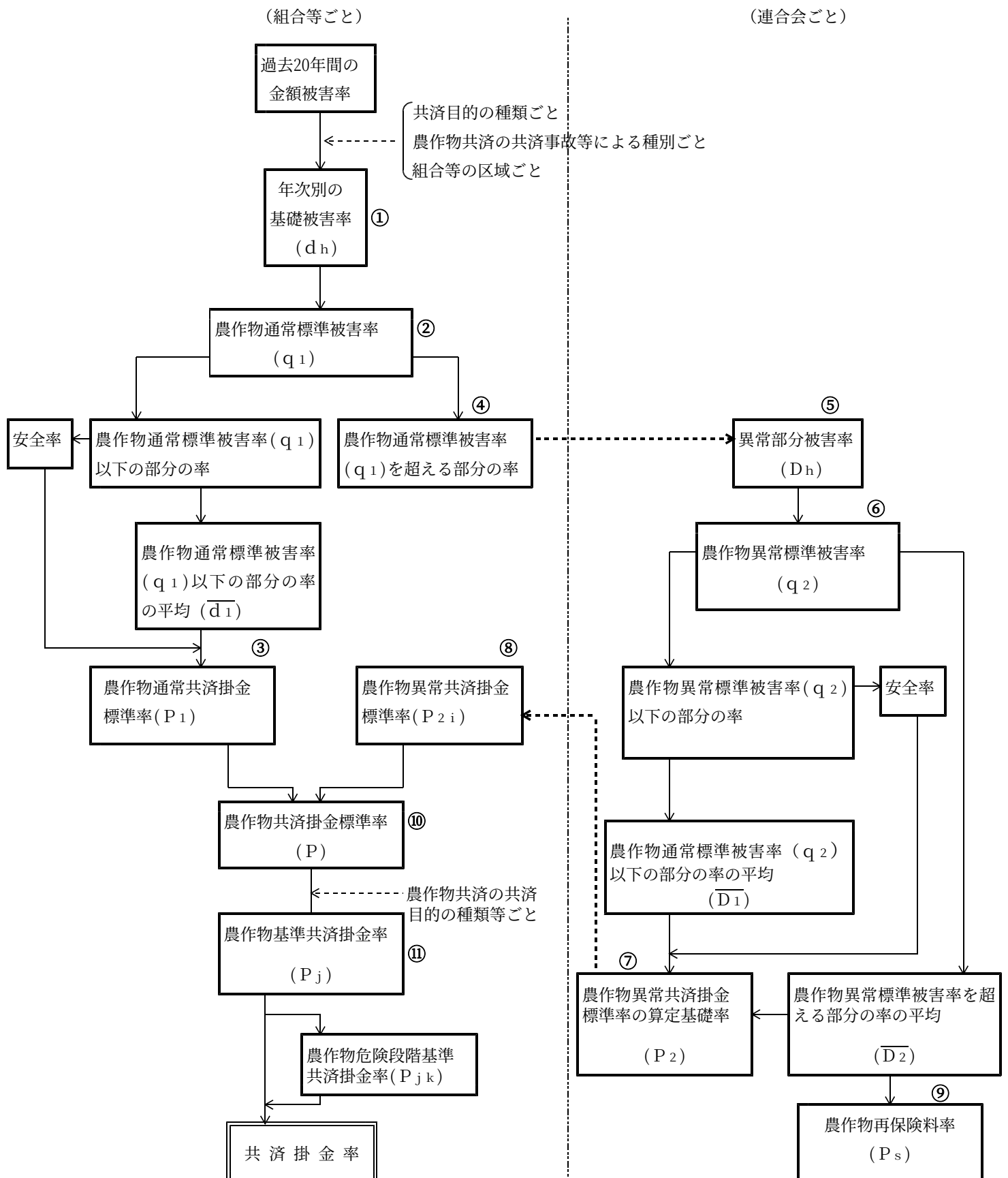
水稻共済の一筆単位引受方式、半相殺農家単位引受方式、全相殺農家単位引受方式の各引受方式において、一定の病虫害を共済事故から除外し、その分を共済掛金から割引く方式。農林水産大臣指定地域で行われる。

Ⅲ 組合等、連合会及び政府の責任分担（網掛け程度の被害時の例）



(備考) 特定組合については本来、連合会が分担すべき責任も有するので、右上図の q_2 が特定組合の「通常標準被害率(q_1)」に相当し、政府との関係は「保険関係」となる。

IV 農作物共済の共済掛金標準率等の算定手順



V 引受・支払の推移

年 次	引受面積(万ha)			共済金額(億円)			共済金(億円)			金額被害率			収支率
	水稻	陸稲	麦	水稻	陸稲	麦	水稻	陸稲	麦	水稻	陸稲	麦	水稻
57	202	1.0	24	20,181	37	1,044	674	4	75	3.3	11.3	7.2	0.9
58	203	0.9	25	20,568	35	1,097	648	4	174	3.1	10.1	15.8	0.8
59	207	0.8	26	21,136	31	1,130	67	9	121	0.3	27.8	10.7	0.1
60	209	0.7	26	22,098	30	1,156	188	5	50	0.9	15.2	4.4	0.2
61	206	0.7	27	21,911	27	1,230	184	2	66	0.8	7.7	5.4	0.2
62	193	0.7	29	20,484	28	1,365	215	2	143	1.0	7.8	10.5	0.3
63	189	0.6	30	19,017	24	1,351	952	3	90	5.0	13.3	6.7	1.5
1	188	0.5	31	18,094	19	1,306	90	1	82	0.5	7.3	6.2	0.2
2	185	0.4	28	17,963	15	1,151	143	3	63	0.8	22.3	5.4	0.2
3	183	0.3	26	17,606	11	1,035	757	1	126	4.3	7.1	12.1	1.3
4	188	0.3	24	18,043	10	980	221	2	96	1.2	20.3	9.8	0.4
5	192	0.2	21	18,471	9	862	4,394	2	80	16.3 (23.8)	19.4	9.2	7.2
6	199	0.2	17	19,187	9	742	119	3	52	0.6	33.9	7.0	0.2
7	191	0.2	17	18,522	7	725	149	1	187	0.8	15.6	25.8	0.2
8	177	0.1	17	17,316	4	717	60	2	154	0.3	40.8	21.5	0.1
9	176	0.1	17	17,074	3	693	58	0.2	63	0.3	6.6	9.0	0.1
10	162	0.1	17	15,635	3	722	247	0.2	90	1.6	8.1	12.4	0.4
11	161	0.1	18	15,356	2	782	217	0.4	102	1.4	15.3	13.0	0.4
12	159	0.1	19	14,990	2	823	29	0.1	65	0.2	6.7	7.9	0.1
13	153	0.04	21	13,997	2	934	59	1	66	0.4	55.1	7.1	0.1
14	152	0.04	23	13,539	1	989	92	0.2	67	0.7	16.9	6.8	0.2
15	150	0.03	23	12,523	1	1,009	990	0.1	67	7.9	8.8	6.6	3.2
16	154	0.03	23	12,829	1	1,024	350	0.3	38	2.7	22.7	3.7	1.1
17	154	0.03	23	12,951	1	1,082	56	0.1	51	0.4	5.8	4.7	0.2

(注1) 平成17年度は、11月末時点における見込額である。

(注2) 平成5年産水稻の()値は、「著しく異常な災害に係る部分」を含んだ金額被害率である。

共 済 金 額 = 共済金の支払限度額

共 済 掛 金 = 共済関係で農家が支出する金額（うち、約5割は国庫が負担）

共 済 金 = 一定以上の共済事故が発生した際、農家が受け取る金額

収 支 率 = 共済金／共済掛金

VI 引受方式別の引受組合等数及び引受面積（シェア）

共済目的	引 受 方 式		引 受 割 合	1 5 年産			1 6 年産			1 7 年産		
				実 施 県 数	引受 組 合 等 数	引 受 面 積 (シェア)	実 施 県 数	引受 組 合 等 数	引 受 面 積 (シェア)	実 施 県 数	引受 組 合 等 数	引 受 面 積 (シェア)
水 												

園 芸 施 設 共 済

I 園芸施設共済の共済目的等による種別

1 共済目的の種類

(1) 特定園芸施設

施設園芸用施設のうち、その内部で農作物を栽培するためのガラス室及びプラスチックハウス並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設。

(2) 附帯施設

特定園芸施設とともに施設内農作物の栽培の用に供される施設。
(例) かん水・排水施設、換気施設、暖房施設

(3) 施設内農作物

特定園芸施設を用いて栽培される農作物。ただし、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に加入している農作物、園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通される農作物、通常の肥培管理が行われず又は行われないおそれがある農作物並びに育苗中の農作物は、いずれも除かれる。

2 引受方式の概要

(1) 一般方式

特定園芸施設、附帯施設及び施設内農作物を補償対象とするもの。

(2) 事故除外方式

特定園芸施設、附帯施設及び施設内農作物を補償対象とするもの。ただし、施設内農作物の共済事故のうち病虫害事故を除外したもの。

(3) その他

特定園芸施設及び附帯施設を補償対象とするもの。

(4) 特定園芸施設撤去費用補償方式

プラスチックⅠ、Ⅱ及びⅦ類を除く特定園芸施設の撤去費用を補償対象とするもの。上記(1)～(3)の種別ごとに加入者が選択する。

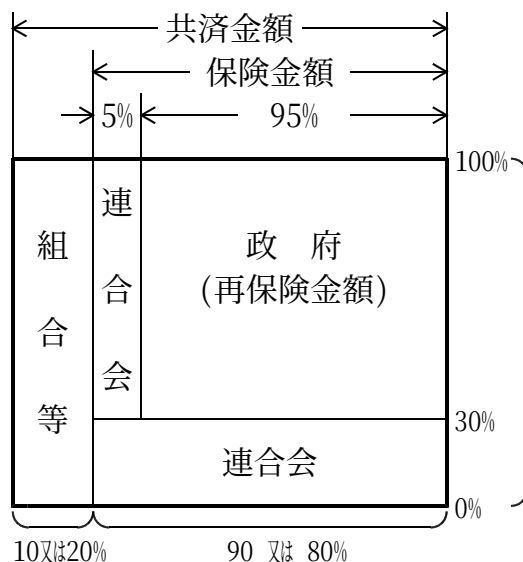
Ⅱ 施設区分（１０区分）

特定園芸施設の区分		区分の標準
ガラス室	I 類	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設
	II 類	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設
プラスチックハウス	I 類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設
	II 類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設
	III 類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスIV 類甲及びプラスチックハウスIV 類乙以外のもの
	IV 類甲	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 1.31cm^3 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスIV 類乙及びプラスチックハウスV 類以外のもの
	IV 類乙	主としてプラスチックフィルム（耐風速 50m/s 以上又は耐雪荷重 50kg/m^2 以上の強度を有する施設以外の施設にあつては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 1.31cm^3 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスV 類以外のもの
	V 類	次のいずれかに該当する施設 (1) 屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂版により造られている施設 (2) 屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（ビス止めされた硬質フィルムに限る。）により造られている施設のうち、耐風速 50m/s 以上又は耐雪荷重 50kg/m^2 以上の強度を有するもの
	VI 類	次のいずれかに該当する施設 (1) 主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設 (2) その全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材（寒冷紗、ネット等）により被覆されている施設のうちプラスチックハウスVII 類以外のもの
	VII 類	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分（隅柱、周囲柱及び中つり柱）が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られており、鋼線により接続されている施設

Ⅲ 組合等、連合会及び政府の責任分担

1 園芸施設1棟ごとの責任分担（超過損害歩合再保険方式）

共済金の10又は20%が組合等の責任。保険金（共済金の90又は80%）の30%、及び30%を超える部分の5%が連合会の保険責任。残りの95%が政府が再保険責任。



＜被害率ごとの責任分担の計算例＞

（組合等の責任割合を10%として試算）

（被害率50%の場合の責任分担）

組合等 = $10\% \times 50\% = 5\%$

連合会 = $90\% \times 30\% + (50 - 30) \times 90\% \times 5\% = 28\%$

政 府 = $(50 - 30) \times 90\% \times 95\% = 17\%$

（被害率20%の場合の責任分担）

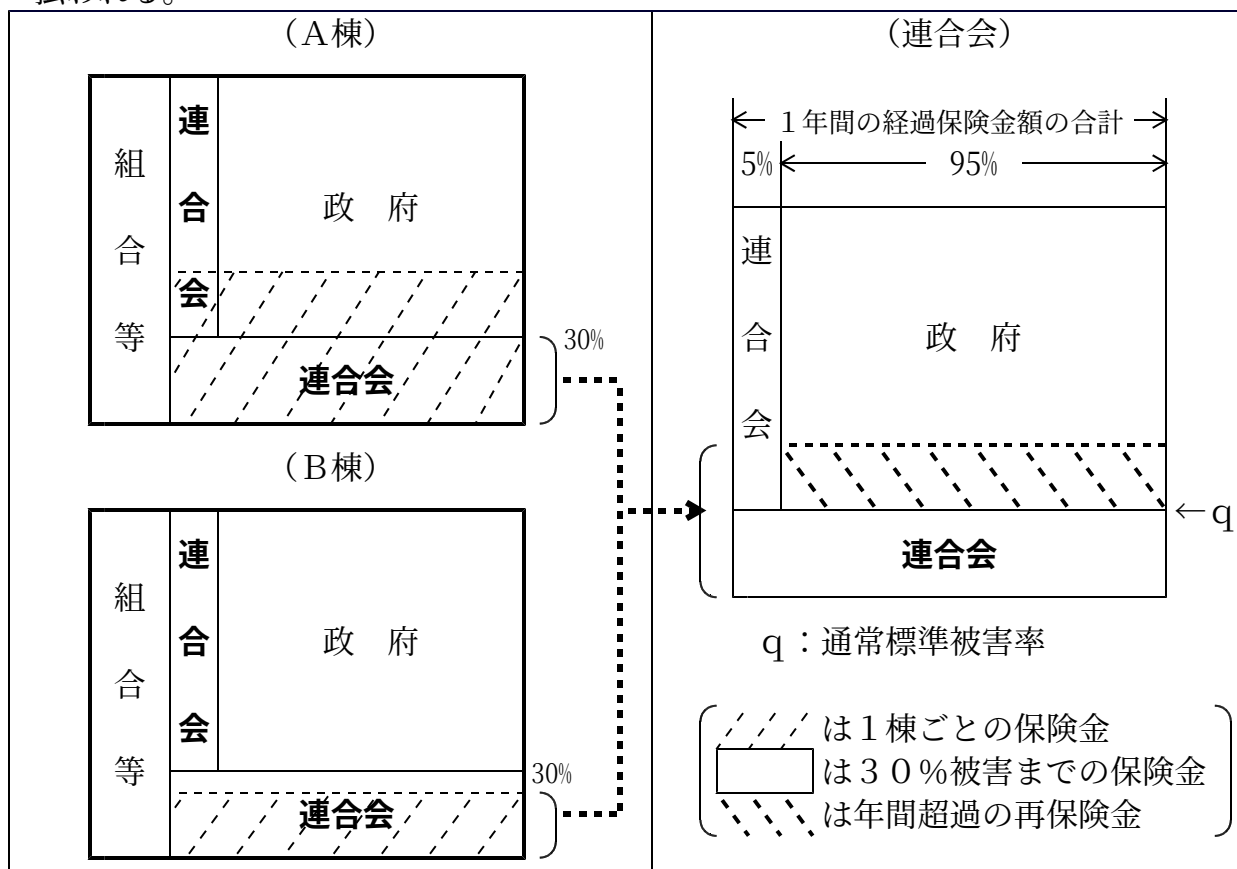
組合等 = $10\% \times 20\% = 2\%$

連合会 = $90\% \times 20\% = 18\%$

政 府 = 0%

2 連合会ごとの責任分担（年間超過損害歩合再保険方式）

1棟ごとの保険金のうち、保険金額の30%を下回る部分を連合会ごと及び年度ごとに合計し、通常標準被害率(q)を上回る部分が再保険金として政府から連合会に支払われる。



IV 園芸施設共済の棟数条件及び地域条件の設定について

背景等

- 園芸施設共済の基準共済掛金率は、農業災害補償法により「農林水産大臣が定める地域」ごとに設定することとされている。
- これは、園芸施設の地域偏在性等の特質によるものであり、同じ資産共済である家畜と同様の規定となっているところ。
- 実態上は、平成5年の制度改正以降、「農林水産大臣が定める地域」（以下「料率算定地域」という。）を「都道府県の区域又はその区域を分けた地域」としている。
- しかしながら、園芸施設共済は昭和54年度の制度発足以来20有余年を経過し、①加入率は順調に増加し現在では約50%で推移していること、②組合等収支も安定してきていることから、次のとおり、家畜共済と同様に「条件」を定めることとする。

1. 「棟数条件」の設定

- 収支相等の原則により、引受単位である組合等ベースでみて、施設区分ごとに過去の年間平均被害額（20年間分）をカバーできる程度の引受棟数を「棟数条件」として設定する。
- なお、統計理論から、近似的に平均値の分布が正規分布とみなせる標本数は50必要であることから、上記の算定結果が50に満たない場合は、50棟とする。

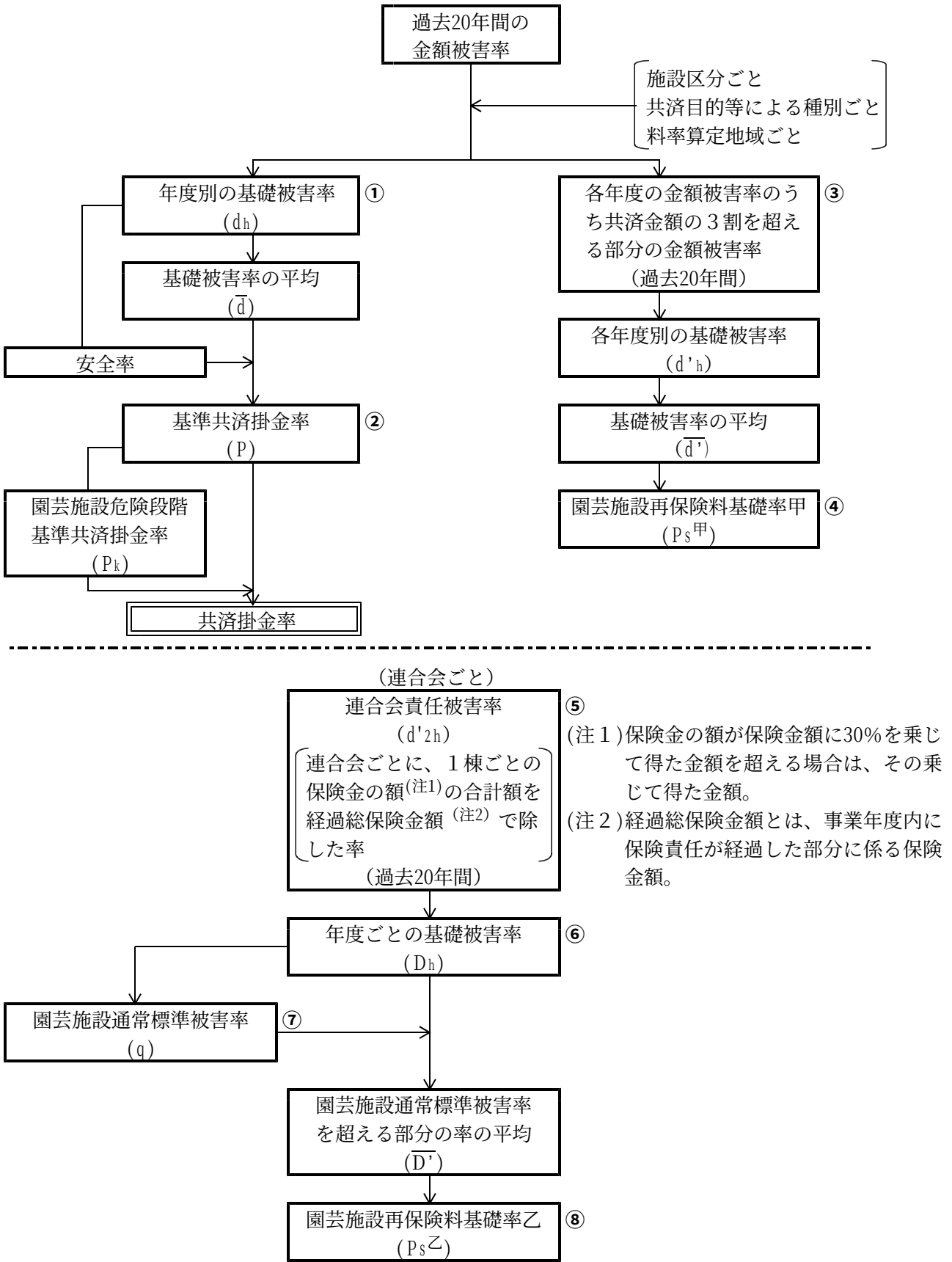
〔棟数条件〕		(参考) 1組合等当たり平均 引受棟数 (平成16年度)
ガラス室Ⅰ類	50棟以上	17.7棟
ガラス室Ⅱ類	100	85.2
プラスチックハウスⅠ類	100	57.7
プラスチックハウスⅡ類	1,500	1,991.8
プラスチックハウスⅢ類	150	228.9
プラスチックハウスⅣ類甲	50	91.0
プラスチックハウスⅣ類乙	50	42.4
プラスチックハウスⅤ類	50	30.7
プラスチックハウスⅥ類	350	280.4
プラスチックハウスⅦ類	—	23.9

(注) プラスチックハウスⅦ類(多目的ネットハウス)は、実績が平成16年度のみで全国的にみても僅少であることから、棟数条件は設定しない(都道府県単位とする。)

2. 「地域条件」の設定

- 上記の「棟数条件」も踏まえて、「組合等の区域又は被害率等の類似した複数の組合等の区域を併せた地域であること。」を原則とする。
- ただし、広域合併された組合等については、「組合等の区域を分けた地域を料率算定地域とすることができる。」こととする。

V 園芸施設共済の基準共済掛金率等の算定手順



VI 引受・支払の推移

項目 年度	引受面積 (ha)	引受棟数 (棟)			共済金額 (億円)	共済金 (億円)	金 額 被害率 (%)	収支率
			ガラス室	プラスチック ハウス				
57	9,769	245,878	10.0	90.0	2,244	30.0	1.570	0.90
58	10,545	266,175	9.5	90.5	2,376	36.9	1.846	1.02
59	11,372	288,893	8.7	91.3	2,455	15.7	0.760	0.42
60	12,304	314,208	7.8	92.2	2,536	37.8	1.781	0.96
61	13,345	347,337	7.2	92.8	2,697	18.2	0.816	0.44
62	14,580	391,505	6.4	93.6	2,841	36.4	1.552	0.83
63	16,057	439,086	5.7	94.3	2,990	18.6	0.760	0.40
元	17,318	476,432	5.3	94.7	3,124	27.0	1.067	0.55
2	18,752	519,110	4.9	95.1	3,314	45.5	1.717	0.85
3	20,151	560,160	4.4	95.6	3,537	136.4	4.849	2.30
4	21,888	611,417	4.1	95.9	4,081	34.4	1.072	0.53
5	22,516	637,494	3.9	96.1	4,110	72.9	2.135	1.10
6	23,436	673,441	3.6	96.4	4,314	35.5	1.007	0.51
7	23,679	687,952	3.5	96.5	4,257	43.1	1.207	0.58
8	24,215	703,263	3.3	96.7	4,267	48.9	1.359	0.67
9	24,405	708,327	3.3	96.7	4,270	44.5	1.237	0.62
10	24,563	710,578	3.2	96.8	4,260	59.2	1.588	0.83
11	24,625	713,592	3.1	96.9	4,312	81.6	2.140	1.13
12	24,586	714,076	3.1	96.9	4,291	33.9	0.940	0.50
13	24,578	710,841	3.0	97.0	4,282	24.9	0.680	0.37
14	24,521	705,399	3.0	97.0	4,245	40.3	1.103	0.61
15	24,802	710,892	2.9	97.1	4,325	33.1	0.908	0.55
16	25,218	720,248	2.8	97.2	4,594	144.3	3.770	2.38
17 (11月末)	14,726	381,528	4.1	95.9	3,196	24.3		

(注) 平成17年度は、平成17年11月末時点における見込額である。

共 済 金 額 = 共済金の支払限度額

共 済 掛 金 = 共済関係で農家が支出する金額（うち、5割を国庫が負担）

共 済 金 = 一定以上の共済事故が発生した際、農家が受け取る金額

収 支 率 = 共済金／共済掛金

VII 共済金額に占める共済目的等による種別のシェア(平成16年度)

項目 施設区分			共済金額の 実績、シェア (金額：百万円)	共済目的等による 種別のシェア			共済目的別の シェア		
				一 般 方 式	事故除 外方式	その他	特定園 芸施設 ・ 附帯 施設	施設内 農作物	撤去 費用
ガラ ス 室	Ⅰ 類	撤去 無	279(0.1%)	37.3%	17.6%	45.2%	84.0%	16.0%	
		〃 有	325(0.1)	48.0	31.1	20.9	66.5	17.8	15.7%
	Ⅱ 類	撤去 無	32,327(7.0)	36.1	8.2	55.7	90.8	9.2	
		〃 有	52,237(11.4)	49.3	30.1	20.6	79.6	10.8	9.5
プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス	Ⅰ類		4,106(0.9)	80.0	7.3	12.7	61.2	38.8	
	Ⅱ類		126,617(27.6)	13.2	7.5	79.3	89.3	10.7	
	Ⅲ 類	撤去 無	46,061(10.0)	30.6	10.0	59.4	80.1	19.9	
		〃 有	51,616(11.2)	50.6	7.2	42.2	51.9	21.0	27.1
	Ⅳ 甲	撤去 無	37,425(8.1)	25.2	8.4	66.4	88.3	11.7	
		〃 有	29,074(6.3)	48.3	19.0	32.7	65.8	18.5	15.7
	Ⅳ 乙	撤去 無	27,027(5.9)	27.1	2.9	70.1	91.8	8.2	
		〃 有	18,306(4.0)	45.7	23.3	31.0	75.8	13.6	10.5
	Ⅴ 類	撤去 無	19,270(4.2)	20.7	3.5	75.8	94.3	5.7	
		〃 有	7,896(1.7)	26.4	13.8	59.8	83.5	6.8	9.6
	Ⅵ 類	撤去 無	6,283(1.4)	7.3	3.3	89.4	94.7	5.3	
		〃 有	43(0.0)	22.3	48.2	29.5	44.2	30.2	25.6
	Ⅶ類		555(0.1)	0.0	0.0	100.0	100.0	0	
合計			459,447(100.0)	31.2	11.4	57.4	81.1	13.1	5.7

注1) 施設区分欄に「撤去」とあるのは、特定園芸施設撤去費用補償方式、また、IV甲とあるのはIV類甲をIV乙とあるのはIV類乙をそれぞれ表している。

注2) ラウンドの関係で、合計が一致しないものがある。

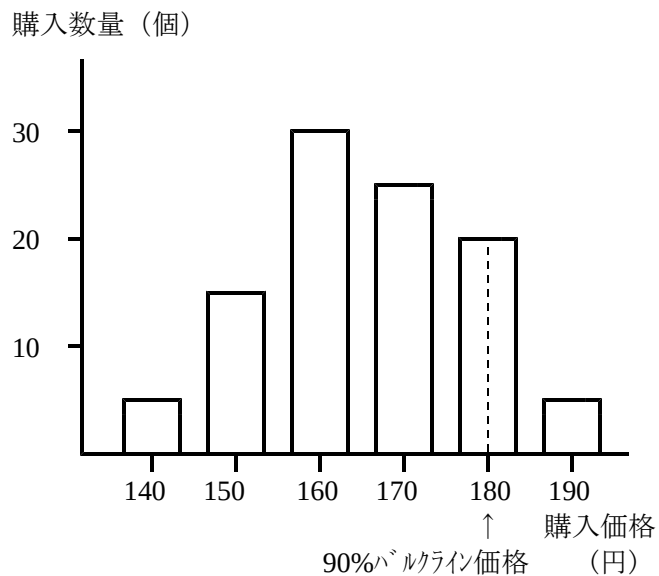
家 畜 共 濟

バルクライン価格と薬価の算定方法

(1) 90%バルクライン価格

購入された100個について安い方から順に並べた場合に、
90%目すなわち90個目（点線の所）の価格（下記の例では、
180円）となる。

購入価格	購入数量
140円	5個
150	15
160	30
170	25
180	20
190	5
計	100



(2) 薬価

- ① 購入箇所数が5か所以上である医薬品（下表のA～D）については、当該医薬品の購入価格の90%バルクライン価格が、当該医薬品の薬価となる。

例：A医薬品の薬価は115円

医薬品名	平均購入価格 a	申請価格 b	バルクライン価格 c	c / a	c / b
A	110円	120円	115円	1.05	0.96
B	210	230	220	1.05	0.96
C	320	340	325	1.02	0.96
D	390	450	420	1.08	0.93
平均	—	—	—	1.05	0.95

- ② その他、購入箇所数によって、薬価は、原則として次のとおり算定する。

ア 購入箇所数が2～4箇所の医薬品

当該医薬品の平均購入価格に①の表の c / a の平均値を乗じた価格

平均購入価格が400円である医薬品Xの場合

$$400円 \times 1.05 = 420円$$

イ 購入箇所数が0～1箇所の医薬品

当該医薬品の獣医師向け価格（申請価格）に①の表の c / b の平均値を乗じた価格

平均申請価格が500円である医薬品Yの場合

$$500円 \times 0.95 = 475円$$